

旧資源ごみ袋が残った場合について

平成29年4月1日以降も、引き続き使用していただけます。

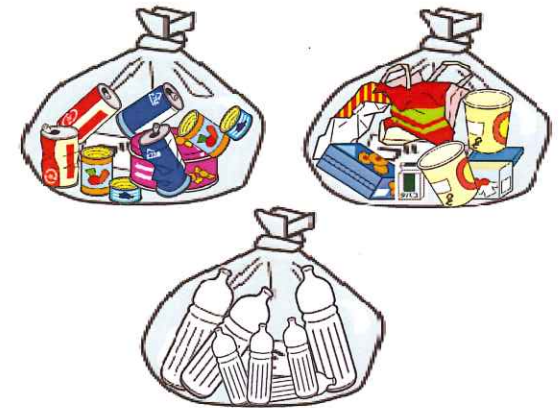
なお、分別されていれば袋の種類は問いませんので、無駄なく消費していただけます。

例えば・・・「びん類」の指定袋が残っている場合

残っているびん類の
指定袋に



- びん類のみを入れる。
- かん類・金属類のみを入れる。
- ペットボトルのみを入れる。
- プラスチック製容器包装のみを入れる。
- 紙製容器包装のみを入れる。
- 衣類等のみを入れる。



地域の決められた収集日・集積所に出すことができます。

注意

使用できるのは資源物の6種類です。
「燃えるごみ」と「燃えないごみ」には
使用できませんので注意してください。